

電動車活用社会推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、電動車活用社会推進協議会（以下「本会」という。）と称し、経済産業省・一般社団法人次世代自動車振興センターが共同で主催するものである。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「事務局」という。）に置く。

- 2 事務局は、事務局機能および活動の一部を外部に委託して実施することができる。

(目的)

第3条 本会は、電動車の普及とその社会的活用を促進し、低炭素・分散・強靱なモビリティ・エネルギー融合社会の構築に貢献していくことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ① 事業者や自治体等の取組に関する情報共有促進や社会的機運醸成
- ② 会員間におけるベストプラクティスの共有
- ③ 電動車の効率的・効果的な活用方法・技術の検討や横断的課題の整理
- ④ 電動車の社会的活用に関するキャンペーンサイトの運営
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者のうち、以下の要件を満たす法人、大学・研究機関、または地方自治体とする。

- (1) 電動車を活用したモビリティ・エネルギー融合に関する具体的な計画や取組を有すること。
- (2) 取組状況や課題認識について、事務局の要請に応じて会員に情報提供をすること。

会員は、事務局と協議の上、協議会において、以下に示す事項を実施することができる。

- (1) キャンペーンサイトや主催するイベント等で会員の取組を発信

(2) 協議会における検討への情報提供、意見提出等の関与

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局あてに提出し、主催者の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。事務局は、本会会員が次の各号に該当すると認められる場合は、経済産業省と協議の上、会員登録を抹消することができる。

(1) 会員と連絡が取れなくなった場合

(2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合

(オブザーバー)

第8条 本会にオブザーバーを置く。オブザーバーは、関係府省庁等の政府機関で、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると主催者が認めた者とする。また、オブザーバーは、本会の活動に必要なに応じて参加し、本会の目的達成のため助言と支援を行うことができるものとする。

(運営委員会の設置)

第9条 主催者の指名により、有識者等による運営委員会を設置し、本会に関する運営について定める。

(作業部会の設置)

第10条 特定のテーマについての検討を目的とし、必要に応じ、会員・有識者による作業部会を設置する。

(会費)

第11条 本会は、原則として会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要がある場合には、その会費について、運営委員会において検討するものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

1 この規約は、令和元年5月17日から施行する。

2 令和元年5月31日 一部追記